

令和 4 年

# 上尾市議会 6 月定例会議案

概 要

議 案 名

議案第46号	上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定 について……………	1
議案第47号	上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 の制定について……………	2
議案第48号	上尾市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条 例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議案第49号	上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議設置条例を廃止 する条例の制定について……………	4
議案第50号	上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議の共同設置の廃 止に関する協議について……………	5
議案第51号	財産の取得について……………	6

<p>議案第46号</p> <p>上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p style="text-align: right;">(教育総務部教育総務課)</p>	
1 提案理由	<p>上尾市立平方幼稚園の園児がいないこと及び園舎の一部が耐用年数を迎え使用できないこと等、上尾市立平方幼稚園を取り巻く状況を総合的に勘案して同幼稚園を閉園するもの</p>
2 内容	<p>上尾市立平方幼稚園を令和4年9月30日をもって閉園する。</p> <p>※ 参考</p> <p>平方幼稚園の概要</p> <p>(1) 開園の年 昭和40年</p> <p>(2) 定員 100人</p> <p>(3) 通園児童数(令和4年4月1日現在)</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 4歳児クラス 0人</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 5歳児クラス 0人</p>
3 施行期日	令和4年10月1日

議案第 47 号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について（学校教育部学校保健課）

1 提案理由 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、学校医等に対する介護補償の額を引き上げるもの

2 内容 介護補償の額（月額）を引き上げる。（第 7 条の 2 第 2 項関係）

	常時介護を要する場合		随時介護を要する場合	
	最高限度額	最低保障額	最高限度額	最低保障額
改正前	171,650 円	<u>73,090 円</u>	85,780 円	<u>36,500 円</u>
改正後	171,650 円	<u>75,290 円</u>	85,780 円	<u>37,600 円</u>

3 施行期日 公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）

<p>議案第 48 号</p> <p>上尾市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について (環境経済部農政課)</p>	
1 提案理由	土地改良法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの
2 内容	<p>使用する用語が変更になったことによる規定の整理を行う。</p> <p><b>条例第 4 条の改正部分</b></p> <p><b>【改正前】</b></p> <p>第 4 条 法第 96 条の 4 第 1 項において読み替えて準用する法第 87 条の 4 第 1 項の規定による <b>緊急耐震工事計画</b> 及び第 87 条の 5 第 1 項の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>【改正後】</b></p> <p>第 4 条 法第 96 条の 4 第 1 項において読み替えて準用する法第 87 条の 4 第 1 項の規定による <b>緊急防災工事計画</b> 及び第 87 条の 5 第 1 項の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。</p>
3 施行期日	公布の日

議案第49号

上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議設置条例を廃止する条例の制定について  
(環境経済部環境政策課)

1 提案理由	上尾市及び伊奈町がごみ処理広域化に係るごみの分別及び収集に関する基本計画を策定したことに伴い、所掌事務を終えた上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議を廃止するもの
2 内容	令和4年3月に上尾市及び伊奈町がごみ処理広域化に係るごみの分別及び収集に関する基本計画を策定したことに伴い、所掌事務を終えた上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議を廃止する。
3 施行期日	令和4年7月1日

<p>議案第 5 0 号</p> <p>上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議の共同設置の廃止に関する協議について (環境経済部環境政策課)</p>	
<p>1 提案理由</p>	<p>令和 4 年 6 月 3 0 日をもって上尾市及び伊奈町が共同して設置した上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議を協議により廃止したいので、地方自治法第 2 5 2 条の 7 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、提案するもの</p>
<p>2 内容</p>	<p>令和 4 年 3 月に上尾市及び伊奈町がごみ処理広域化に係るごみの分別及び収集に関する基本計画を策定したことに伴い、令和 4 年 6 月 3 0 日をもって、所掌事務を終えた上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議を協議により廃止する。</p>

議案第51号

財産の取得について

(消防本部警防課)

1 提案理由	消防ポンプ自動車を取得するもの																								
2 内容	<p>火災現場における消火活動に充てるため、消防ポンプ自動車を更新して取得するもの</p> <p>1 自動車の数量 消防ポンプ自動車 1台</p> <p>2 取得の方法 条件付一般競争入札</p> <p>3 取得価格 50,545,000円</p> <p>4 契約の相手方 東京都台東区浅草橋五丁目4番2号 横山ビル ジーエムいちほら工業株式会社東京営業所</p> <p style="text-align: center;">入札記録</p> <p>入札日時 令和4年4月22日(金)午前9時20分</p> <table border="1" data-bbox="391 1473 1423 1850"> <thead> <tr> <th colspan="2">入札業者</th> <th>入札額(円)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ジーエムいちほら工業株式会社東京営業所</td> <td>45,950,000</td> <td>落札</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>日本機械工業株式会社本社営業部</td> <td>46,180,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>株式会社ナカムラ消防化学東京営業所</td> <td>46,195,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>日本ドライケミカル株式会社車輛営業部</td> <td>46,230,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>株式会社モリタ東京支店</td> <td>46,270,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 落札額の100分の110に相当する金額が契約しようとする額である。</p>	入札業者		入札額(円)	摘要	1	ジーエムいちほら工業株式会社東京営業所	45,950,000	落札	2	日本機械工業株式会社本社営業部	46,180,000		3	株式会社ナカムラ消防化学東京営業所	46,195,000		4	日本ドライケミカル株式会社車輛営業部	46,230,000		5	株式会社モリタ東京支店	46,270,000	
入札業者		入札額(円)	摘要																						
1	ジーエムいちほら工業株式会社東京営業所	45,950,000	落札																						
2	日本機械工業株式会社本社営業部	46,180,000																							
3	株式会社ナカムラ消防化学東京営業所	46,195,000																							
4	日本ドライケミカル株式会社車輛営業部	46,230,000																							
5	株式会社モリタ東京支店	46,270,000																							

